

多摩府中保健所感染症週報

令和 8 年第 32 週 (8 月 3 日～8 月 9 日)



令和 8 年 8 月 13 日時点

1 定点医療機関当たり報告数

疾病	多摩府中保健所管内			東京都全体		
	31 週	32 週	前週比	31 週	32 週	前週比
インフルエンザ	0.94	0.81	↓	0.72	0.84	↑
新型コロナウイルス感染症	0.42	0.26	↓	0.41	0.45	↑
手足口病	8.76	3.53	↓	5.92	3.71	↓
感染性胃腸炎	3.24	2.84	↓	3.78	3.85	↑

※赤色は警報レベル

2 管内の集団感染の状況※1

施設	疾患	報告件数
学校・教育機関	—	—
児童福祉施設	手足口病	6 件
高齢者福祉施設	疥癬※2	1 件
障害者福祉施設	—	—
医療機関	—	—

※1 保健所が報告を受けて把握したものを集計しており、実際の数と相違がある可能性があります。

※2 疥癬の場合は、同一の病棟・ユニット内などで2か月以内に2人以上の疥癬患者が発生した場合を集団発生とします。

出典：疥癬診療ガイドライン（第3版）日本皮膚科学会疥癬診療ガイドライン策定委員会.2015 年

<https://www.dermatol.or.jp/dermatol/wp-content/uploads/xoops/files/guideline/kaisenguideline.pdf>

保健所からのお願い

- 1 施設などで感染症の
- 集団感染**
- が発生した場合は保健所へご報告ください。

【報告の目安（平成 17 年 2 月 22 日付厚生労働省通知より）】

- （1）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合
- （2）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- （3）1 及び 2 に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

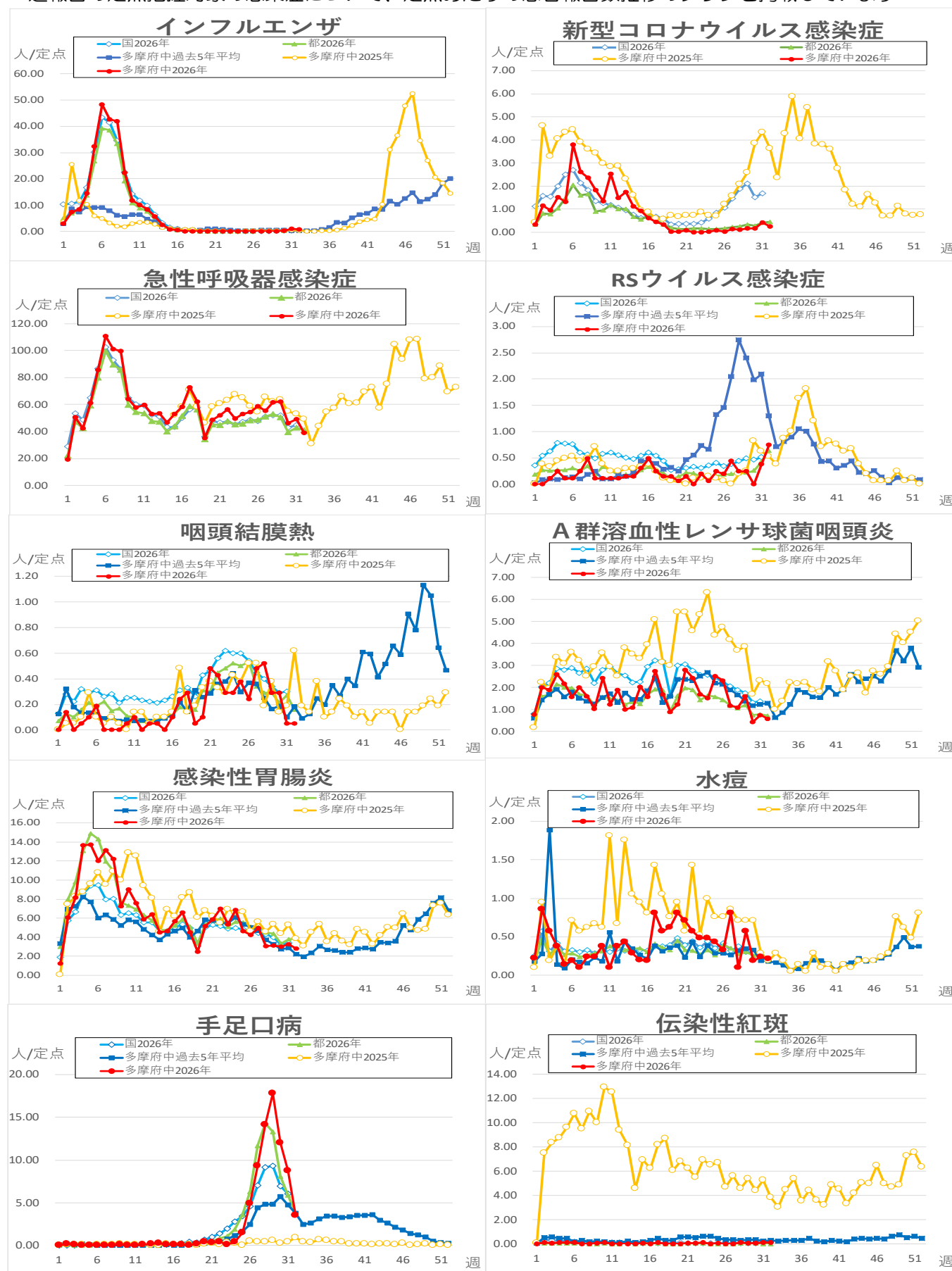
【報告様式、報告先等（下記 URL 参照）】

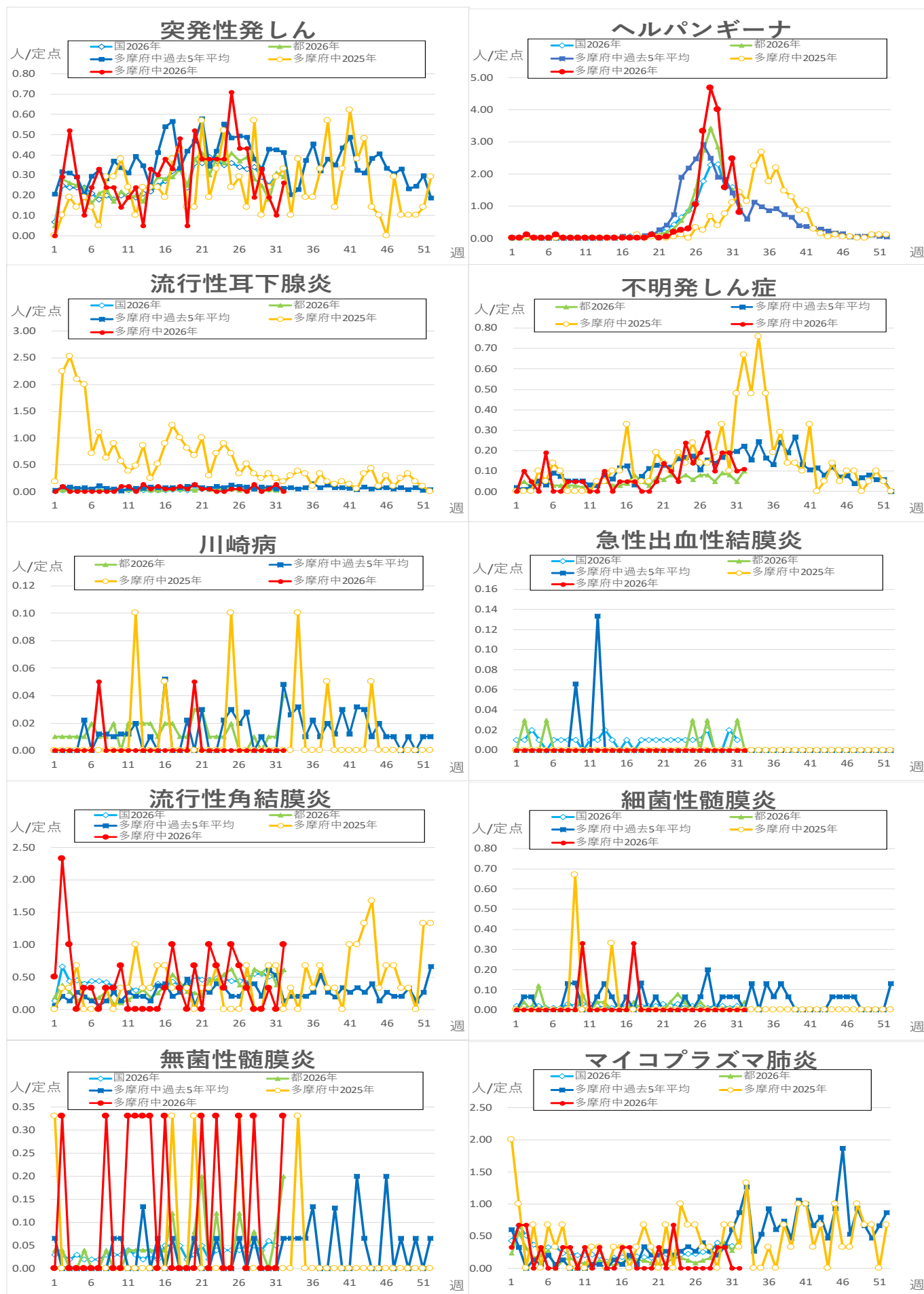
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tamafuchu/kansen/shisetu_kansen

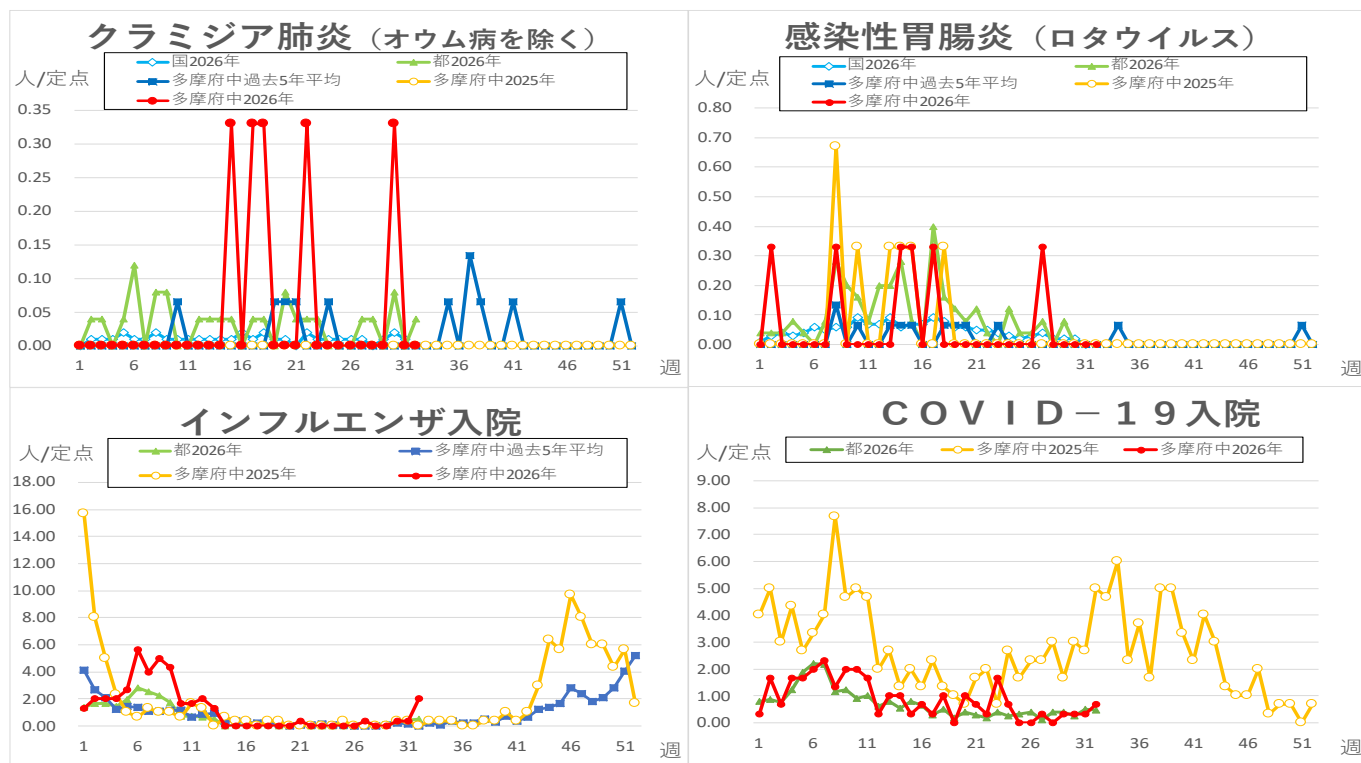
- 2 いずれの項目に該当しない場合でも、対応にお困りの際は、感染症対策担当へご相談ください。

定点把握対象疾患・定点医療機関当たりの報告数

・週報告の定点把握対象の感染症について、定点あたりの患者報告数推移のグラフを掲載しています







※本グラフは感染症の発生動向の概要をお伝えするため、下の出典の最新週のデータを追加して作成しています。
過去のデータの修正は反映されておりませんので、より正確なデータについては出典元をご覧ください。
国のデータは1週間遅れて掲載しております。

＜出典＞東京都、多摩府中のデータ：東京都感染症情報センター
<https://idsc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/>
より WEB 感染症発生動向調査

国のデータ：国立健康危機管理研究機構
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

多摩府中保健所 保健対策課
感染症対策担当
Tel：042（362）2334（代表）
🔍 検索 多摩府中 感染症週報